

深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく深川市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、基本構想に基づくバリアフリー化事業を円滑に推進するため、法第26条第1項の規定に基づき、深川市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 基本構想の策定に係る協議に関すること。
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 商工関係団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 道路管理者
- (7) 北海道公安委員会
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設水道部都市建設課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年7月10日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。